

第三章 近世後期東上総における在払米の形成と流通

高橋 伸拓

はじめに

領主に納める年貢米は、在地で地払いされて在払米として流通したことが知られている。在払米は、各地で研究が行われ、酒造米に利用された点が指摘されている。^①一方で、摂河泉地域の旗本・小藩・遠国諸藩飛地領等の零細諸私領では、一七世紀後半〜一八世紀前期以降に在払制度が貢租米処分制度として存在し、在払の市場的条件を構成する米穀需要は酒造米需要だけでなく、畿内諸都市および摂河泉地域の諸在郷町における飯米需要、一般農村部における米穀需要(飯米・買納米需要)があつた点が指摘されている。^②

このように在払米の研究によつて、貢租米の処分過程が明らかにされ、在払米が酒造米需要、飯米需要といった市場の要請に従つて、流通していたことが明らかにされた点は意義がある。しかし、旗本・小藩・遠国諸藩飛地領等で貢租米が処分される点は、米の輸送など経済的問題を考えると首肯できるが、領主が在住する江戸に比較的近い地域

における在払米については、在払米の意義を考える上で注目されるものである。この点を在払米がいかん利用されたのかをより追究することで明らかにできるものと考ええる。また、在払米は、在地における米の流通を考える上でも注目される。

以上を踏まえて、本章では近世後期東上総における在払米の流通について検討を行う。東上総は、江戸に比較的近い地域であり、陸路を使って在地から江戸へ年貢米が輸送された³⁾。一方で、領主による地払い米を酒造に利用したという指摘や、岩槻藩房総分領では、海付村落や山間村落で米穀の需要が高かった⁴⁾ので、房総分領の内部で売却される米穀が多かったという指摘もある⁵⁾。東上総では、年貢米が江戸へ輸送される一方で、ある程度の在払米が存在したことがうかがえる。しかし、東上総でどの程度、年貢米の地払いが行われていたのかは具体的には不明である。

東上総における在払米流通の市場的条件としては、上記の研究から酒造米需要や山村・漁村での飯米需要が想定されるが、この点十分には検討されていない。東上総における酒造業の展開や、山村・漁村での米穀消費につながる問題であるが、十分には明らかになっていない。なぜ地払いが行われるのか。どのようにして地払い米は形成されるのか。それは果たしてどこで消費されたのか、など多くの疑問が生じる。また、筆者は、在方酒造業の研究に取り組み、酒の生産・流通から消費までの流れを検討しており、酒造家の酒造米調達において在払米は注目される⁶⁾。

そこで、本章では、台方村における在払米の形成と流通を検討し、当該地域における在払米の意義について考察する。なお、本章で在払米は、領主に納める年貢米の内、在地で処分し、販売された米と定義する。台方村は、天保期に村高一四七〇石余で米の生産力が高く、東金町と隣接し、村内を東金道が通り、人と物の流れが盛んであったと思われる。台方村では、「蔵米」「御蔵米」と称した米の取引が行われていた。本章では、①台方村河野家知行所における在払米の性格、②在払米の流通する市場、について検討し、③台方村の他知行所及び他村の事例から在払米が当

該地域で一般的にみられるのかを検討し、在払米の意義について考察する。

一 在払米の形成過程と相場

本節では、台方村河野家知行所の前嶋家を事例に、在払米の形成と相場の点から、在払米の性格について考察してみたい。

1 在払米の形成

まず、在払米がいかんして形成されるのかについて検討する。

〔史料1〕

下知之事

一米式拾俵者 但四斗式升入

右者当卯年貢其村方納高之内御払二相成、代金者台方名主方立替上納相済、依之書面之米式拾俵者右名主治兵衛

方江無相違早々相渡可申候、此段申渡候、

(天保二年)

卯十一月廿五日

(後略)

右の史料は、天保二年(一八三二)一月二五日に、台方村の領主河野家の用人大木文右衛門・荒川義左衛門が河野家知行所の福俵村の名主・組頭・百姓代に宛てた下知状である⁸⁾。これをみると、河野家知行所の福俵村の年貢米の内、

二〇俵が在払いされ、代金は台方村名主が立て替えて上納し、年貢は金納されたことがわかる。年貢米が地払いされて台方村名主(前嶋)治兵衛の手下にもたらされ、こうして前嶋家は他村の年貢米を手に入れている。

また、前嶋家の「万覚帳」からは、台方村松平家知行所の年貢米が在払いされている様子が見られる。安政五年(二八五八)には「松平様御蔵米はら一印御払直段六斗六升⁹⁾」とあり、安政六年には「松平様御蔵米はら一印当御払直段五斗一升¹⁰⁾」とある。「松平様」とは台方村の領主松平家のことであり、松平家知行所の蔵米の在払いの値段が記録されている。また、松平家の蔵米は「はら一」という印が捺されていたのである。

在払いの過程は、次の安政七年にはさらに詳しく記されている。「当申年分 松平様御蔵米御払直段百俵二付八十六兩入札ニ而御地頭所様者御払ニ相成申候 小安店落札¹¹⁾」とあり、安政七年分の松平家の在払いについて、入札が行われ、地頭所が在払いしている。この蔵米は米屋の小安店(河野家知行所の小安家)が落札している。さらに「右御米村方ニ而払直段両ニ四斗四升五合ニ而払申候¹²⁾」とあり、村への在払値段が決められている。ここから看取できるのは、ある一定量の在払米が行われる場合、入札が行われて米屋が落札している。米屋は、落札した蔵米に在払値段を設定して販売をしているのである。

それでは、安政七年の記述をもとに相場を計算すると、蔵米は大体一俵当たり四斗二升で取引きされており、一〇〇俵で四二石、これを八六兩で割ると、一兩当たり約四斗八升八合で小安店は手に入れていることになる。一方、全体の数量四二石を村方への払値段の四斗四升五合で割ると、約九四兩になる。すなわち、この差額八兩が小安店の利益になる。小安は蔵米を安く仕入れて、値段を設定して利益を得ていた。

こうして、河野家や松平家の年貢米(蔵米)が地払いされて、それが村に残って販売されたのである。

2 在払米の相場と取引

それでは、こうして形成された在払米がいかに取り引きされたのかを、前嶋家を事例に検討する。前嶋家は米屋を営んでいたようであるが、米の取引きを記録した帳簿として「万覚帳」がある。「万覚帳」には弘化四年(一八四七)から蔵米の記載がみられる。これを用いて、前嶋家が扱った蔵米について検討し、小安店との関係にも言及する。

蔵米の販売にあたっては、小安店から相場の情報を得ており、「四月九日市相場米や□□直段八斗二付式兩三分三朱位、米売直段八斗二付三兩式朱位ニ御座候¹³⁾」といった市場での相場や、「昨十九日東金町ニ市相場八斗二付三兩二分式朱也、居払当間十式貫五百石十二貫之間ニ御座候、小安店よりしらせ呉申候¹⁴⁾」とし、東金町の市場の相場と、村への在払いの値段に関するものがみられる。このように、在払値段は東金町の市場の相場を元に設定されていた。

次に前嶋家が扱った蔵米の数量と相場をみてみよう。表1は蔵米と自小作米の数量と相場をまとめたものである。帳簿上では、前嶋家の手作米と小作米が明確に区別されていないため、両方を合わせて「自小作米」として論を進める。また、「万覚帳」には飯米分も記されているが、この分は本表では省き、売買が行われたものをまとめている。加えて、他の民間の者から米を購入し、販売している記述はみられない。蔵米と自小作米の数量を比較すると、前嶋家の米屋経営の上では蔵米の方が取り扱っている量の多いことがわかる。蔵米の数量の推移を追ってみると、弘化・嘉永期はあまり多くの数量を扱っていないが、安政期になると多くの蔵米を扱うようになり、安政四年の一九九俵がピークであった。一俵当たり四斗二升の米が入っており、安政四年は石数に直すと、八三石五斗八升の米を扱っていることになる。文久三年(一八六三)に一旦減少し、翌文久四年からは一〇〇俵以上で推移し、慶応四年(一八六八)にまた減少している。

次に相場をみてみよう。「万覚帳」には、蔵米と、前嶋家の自小作米の相場が記載されており、各年ごとに相場の

こうして形成された在払米であるが、在払米が売り払われた市場と、いかに利用されたのかという用途の点から、在払米の性格についてさらに考察を進める。

まず、前嶋家から在払米を手に入れた人々について検討する。表2は慶応四年(一八六八)の正月二三日から六月一五日までの蔵米購入者をまとめたものである。購入者は多くみられ、頻繁に売り払っている。なお、蔵米を取引きしている時期は、他の年の「万覚帳」をみても大体正月から七月までであった。購入量は一俵から一〇俵で、一俵での取引きが多く、あまり多くはない。購入者は、主には東金上宿町かじや勘四郎で三四件の内、一二件である。弥勒兵

二 在払米の市場と用途

以上、在払米の形成と相場・取引きについて検討してきた。在払米は、領主の地払いによって形成され、村・知行所の区別なく取引きが行われていた。領主の地払いの場合、金額を入札して落札が行われ、村での相場が定められ、ここでの差額が米屋の利益になった。前嶋家は、手に入れた在払米を自小作米とともに販売し、貸与していた。安政期から特に多くの数量を扱うようになっていく。米屋が利益を得る上で、蔵米も商品として重要であった。

つており、安政四年をピークに、蔵米と自小作米の値段が高くなっていった。一方で、安政二年は蔵米が高値、同三年はほぼ同値段、同四年は蔵米が安値、同五年はほぼ同値段、同六年は若干、蔵米が高値、同七年はほぼ同値段であった。このように、蔵米・自小作米の相場は若干違いがみられ、相場を考慮して、米の販売をしていたことが考えられる。

表1 蔵米・自小作米の相場・数量

年	蔵米数	蔵米値段	自小作米数	自小作米値段
弘化4年	38俵	8斗~8斗2升	—	—
弘化5年	58俵	9斗1升	—	—
嘉永2年	2俵	—	—	9斗8升
嘉永3年a	52俵	5斗6升~6斗7升	—	—
嘉永3年b	8俵	—	52俵	5斗2升~5斗8升
嘉永4年a	28俵	—	36俵	7斗8升~8斗1升
嘉永4年b	—	—	32俵	7斗7升
嘉永5年	17俵	9斗2升	47俵	7斗9升
嘉永6年	1.5俵	—	64俵	6斗~7斗
嘉永7年	34俵	7斗6升	41俵	6斗4升~7斗5升
安政2年	148俵	7斗3升~7斗7升	23俵	8斗5升
安政3年	141俵	8斗4升~8斗7升	47俵	8斗2升~8斗7升
安政4年	199俵	7斗~9斗	25俵	6斗3升~8斗8升
安政5年	184俵	5斗2升~6斗8升	41俵	5斗8升~6斗8升
安政6年	190俵	5斗~6斗6升	23俵	5斗5升~6斗
安政7年	115俵	4斗6升~4斗8升	40.5俵	4斗5升~5斗
文久2年	164俵	4斗8升~6斗	73俵	4斗3分~6斗3升
文久3年	82俵	5斗~6斗7升	76俵	5斗~6斗7升
文久4年	131俵	3斗8升~5斗8升	46俵	4斗2升~5斗7升
万延2年	155俵	3斗7升~5斗7升	25俵	3斗2升~4斗9升
元治2年	123俵	2斗2升~4斗2升	46俵	2斗4升~5斗6升
慶応2年	105俵	1斗5升7合~2斗	56俵	1斗2升~1斗6升3合
慶応3年	127俵	1斗	84俵	1斗7升5合
慶応4年	72俵	1斗9升	71俵	—

出典：各年「万覚帳」(前嶋家文書、千葉県文書館収蔵)より作成

註1：蔵米値段・自小作米値段ともに1両当たりの数量を示している。

註2：1俵当たり4斗2升入。石数はこれを元に算出している。

註3：端数は除外し、飯米分も除外した。

註4：嘉永3年・4年は、a「ヲキ隠宅」とb「前嶋治兵衛」が作成した2冊の帳簿がある。

内容をまとめてみた。年を経ていくにつれて、米の値段が高くなっており、同じ年の内でも相場に変動があった。

蔵米と自小作米を比較してみると、以下の点が読み取れる。①蔵米と自小作米の値段を比較できるのは、嘉永五年(一八五二)からになる。嘉永五年は、一両につき蔵米が九斗二升、自小作米が七斗九升で、蔵米の方が安く取り引きされている。これは嘉永七年も同様であった。②安政二年から蔵米を扱う数量が多くな

表3 蔵米の用途

	年月	借用主	蔵米量	借用理由	文書番号
①	文政6年2月	大豆谷村利左衛門	蔵米2俵 (4斗2升入)	年貢不納による蔵米の貸与。	ト135-3
②	文政6年3月	大豆谷茂兵衛	蔵米1俵 (4斗2升入)	御蔵米1俵を預かっている。入用の節に渡すとする。	ト135-4
③	文政8年6月	亀屋文吉	蔵米2俵	商売仕入れのため、代金2分2朱・6匁3分3厘。	ア56
④	文政11年2月	台方村蔵役平次郎	蔵米20俵 (4斗2升入、計8石4斗)	領主への先納米のため。相場は3月の相場で仕切をする。	ト60
⑤	文政12年2月	弥勒庄之助ほか	蔵米2斗1升	蔵米を借用し、合力米として与えられていた。	ア288
⑥	天保5年6月	弥勒徳右衛門ほか	蔵米1俵 (4斗2升入)	治兵衛の田地を徳右衛門が小作。不作による入立米免除の上、蔵米を治兵衛から借用。	ト77
⑦	天保5年7月	台方村砂郷新兵衛	蔵米15俵	造酒仕込米に差し支えたため、次兵衛から蔵米を借用。	サ76
⑧	天保7年正月	小沼田蔵吉兵衛	蔵米10俵 (4斗2升入、計4石2斗)	蔵米を借用、代金6両。残金は3月20日に15両1分の利息を加えて勘定。	ア79
⑨	天保8年4月	組頭重右衛門	蔵米10俵 (4斗2升入、計4石2斗)	地頭所へ夫食の拝借を願い、領主の飯米の内から借用。	ト84
⑩	天保10年4月	大豆谷権平	蔵米1俵	権平が悴の夫食の不足のため借用。	ア135
⑪	嘉永2年5月	弥勒重右衛門	蔵米2俵	蔵米の借用。	サ126
⑫	嘉永4年12月	上宿勘四郎	蔵米14俵 (4斗2升入、計5石8斗8升)	台方村次助から預かる。米代は翌年3月の相場によって勘定。	ア112
⑬	嘉永7年3月	東金上宿越川勘四郎	蔵米10俵 (4斗2升入、計4石2斗)	台方村次助から借用。代金は入用の時に支払う。	キ57-8
⑭	子(年末詳)3月	台方村酒屋清右衛門	蔵米2俵	治兵衛から蔵米を受け取る。	ホ371-7
⑮	子(年末詳)2月	台方村酒屋清右衛門	蔵米6俵	治兵衛から蔵米を受け取る。	ホ371-8
⑯	午(年末詳)7月	(台方村)酒屋新兵衛	蔵米17俵	次兵衛から蔵米を受け取る。	ホ180-2
⑰	戌(年末詳)6月	台方村酒屋(鈴木)清右衛門(屋号：ヤマセ)	蔵米10俵	治兵衛から蔵米を受け取る。	ホ371-2
⑱	未(年末詳)5月	台方村酒屋清右衛門	蔵米10俵	治兵衛から蔵米を受け取る。	ホ371-5

出典：前嶋家文書(千葉県文書館収蔵)より作成。

表2 前嶋家からの蔵米購入者

(慶応4年<1868>)

月日	蔵米数	販売先
正月23日	2俵	上宿町かじや勘四郎
3月8日	8俵	坂口村清右衛門、上宿勘四郎世話
3月23日	1俵	上宿町かじや勘四郎
4月3日	1俵	上宿町かじや勘四郎
4月6日	—	小安保次郎
4月10日	1俵	上宿町かじや勘四郎
4月13日	1俵	羽黒伝蔵
4月14日	1俵	上宿町かじや勘四郎
4月22日	1俵	ミロくやす
4月23日	1俵	上宿町かじや勘四郎
閏4月2日	1俵	上宿町かじや勘四郎
閏4月8日	1俵	羽黒伝蔵
閏4月8日	2俵	上宿町かじや勘四郎
閏4月18日	1俵	かじや勘四郎
閏4月19日	1俵	かじや勘四郎
閏4月20日	1俵	向ノ恒右衛門
5月19日	1俵	上宿町かしや勘四郎
5月20日	1俵	ミロく木村や豊吉
5月26日	1俵	木村屋豊吉
6月朔日	2俵	大豆谷村殿内豊吉
6月2日	1俵	ミロく兵蔵
6月3日	1俵	ミロく兵蔵
6月4日	1俵	上宿町勘四郎
6月5日	1俵	ミロく恒右衛門
6月6日	2俵	上宿町伊勢屋八兵衛
6月7日	10俵	ミロく小安保次郎
6月9日	2俵	川場村長右衛門
6月9日	2俵	作田村豊吉
6月9日	10俵	ミロく小安保次郎
6月10日	1俵	ミロく木村や豊吉
6月10日	1俵	上じくかじや勘四郎
6月11日	10俵	ミロく小安保次郎
6月14日	1俵	ミロく木村や豊吉
6月15日	10俵	ミロく小安保次郎

出典：慶応4年「万覧帳」(前嶋家文書キ71、千葉県文書館収蔵)より作成。

註：すべて1俵当たり4斗2升入。

蔵・小安保次郎・木村屋豊吉・羽黒伝蔵といった台方村の者、ほかに東金上宿町伊勢屋八兵衛、大豆谷村・川場村・作田村といった周辺の村の者も蔵米を購入している。かじや勘四郎は米屋として購入していたものと考えられる。大豆谷村は二七五石余、川場村は三四六石余⁽¹⁶⁾で、台方村の近くにある内陸の村であるが、作田村は沿岸の漁村である。作田村は一三六四石余で、米の生産力は高かったが、近世後期には年貢未進のために前借金をして、水主になった者が確認されている⁽¹⁶⁾。作田村では米が不足し、ここに米の需要があったものと考えられる。また、安政三年(一八五〇)には真亀村や北今泉村といった漁村の者も購入している⁽¹⁷⁾。このように村内や近村、漁村の者が購入していたのである。台方村や東金町の者は米屋で、ここを介して流通したものとみられる。

次に蔵米がいかに利用されたのかを確認し、蔵米の性格について検討してみたい。表3は、前嶋治兵衛が扱った蔵

米についてまとめたものである。管見の限りで蔵米が確認されるのは、文政六年（一八二三）からである。内容は、年貢不納による貸与、先納米の融通、合力米・小作米不足分の融通、夫食米の融通、商売への利用、酒造米への利用、用途不明に分類できる。以下、それぞれの内容を検討してみる。

年貢不納による貸与(①)

①文政六年二月、大豆谷村利左衛門が台方村治兵衛から蔵米二俵を借用している。これは、利左衛門の弟重次郎が午年の年貢が不納であったため、利左衛門に以前預けていた米があるので、この米を納めるように言ってきた。しかし、利左衛門は去年が不作のため出来かねるので、来る九月まで治兵衛へ弁納を願い出たのである。初米が出来次第必ず返済するとしている。年貢米に差し支えて、治兵衛が所持する蔵米を借用して、納入したのである。

先納米の融通(④)

④文政一一年二月、台方村の蔵役平次郎が地頭所から先納米を命じられ、治兵衛から蔵米二〇俵を受け取っている。台方村には郷蔵が三田家と松平家の知行所にあったが、ここに出てくる平次郎は三田家知行所付の者である。台方村の他知行所の者に蔵米を融通している。

合力米・小作米不足分の融通(⑤⑥)

⑤文政一二年二月、弥勒庄之助・重次郎が蔵米二斗一升を治兵衛から借用している。蔵米二斗一升は去る子年（文政一一年）に治兵衛の田地六俵入を下作していたところ、合力米二斗一升を下されていた。皆済すべきところ、家作をしていたので皆済に難儀し、新米が出来次第返済するとしている。合力米として蔵米が貸与されている。

⑥天保五年（一八三四）六月、弥勒徳右衛門が去る巳年（天保四年）に治兵衛の田地四俵入を下作（小作）していたところ、去る八月の大風雨で不作になり、蔵米一俵を免除してもらった。しかる上は皆済しなければいけないが、夫食が不足

しているので、来る初米ができるまで借用するとしている。返済は、地頭所への年貢納入の触れがあり次第、加印した者が米を弁済する。日限に間に合わなければ、元金に二〇両一分の利息を加えて勘定する、とある。治兵衛は小作米の残額納入を猶予し、蔵米として貸与したのである。

夫食米の融通(⑨⑩)

⑨天保八年四月、組頭重右衛門が名主治兵衛に蔵米一〇俵について地頭所へ夫食として拝借を願い、許可されている。用人浜田元兵衛の取り計らいで、領主の飯米の内、新米ができるまで拝借する、とある。村役人は、蔵米を領主から夫食米として借用していた。

⑩天保一〇年四月二五日、大豆谷村の権平が治兵衛から蔵米一俵を借用している。これは、権平の押堀村にいる悻が当時同村で借家をし、百姓の渡世をしていたところ、去る戌年（天保九年）に不作のため夫食が不足したので、親権平が借用したい旨を頼んできたので、蔵米一俵を貸与した。当時の相場は五斗六升・代金三分で、これに二割の利息を加えて元利をあわせたもので返済し、月々の相場で石数を請け取る相談をしている。これは不作による夫食不足のため、治兵衛が所有する蔵米を貸し付けたものである。

商売への利用(③)

③文政八年六月、亀屋文吉が弥勒次兵衛から上糶四俵（代金一両二分二朱・三匁五分五厘、石一斗五升替、四斗二升入）と蔵米二俵（代金二分二朱・六匁三分三厘）を借用している。代金は計金二両一分二朱・二匁三分八厘・錢二六三文であった。これは商売仕入れのために借用している。

酒造米への利用(⑦⑭⑮)

⑦天保五年七月、台方村砂郷の新兵衛が御蔵米一五俵を、造酒仕込米に差し支えて次兵衛から借用している。返済

は来る一月中旬までに、一兩当たり四斗二升の相場をもって代金を渡す。約諾の上はこの上相場がいかように違っても、取り決めの相場で仕切をし勘定する、としている。

また、⑭⑮⑯⑰台方村酒屋(ヤマセ)清右衛門、⑱(台方村砂郷)酒屋新兵衛といった同村内の酒造家が蔵米を受け取っており、同村内の酒造家の酒造米需要に依っていた。

用途不明②⑧⑩⑬

②文政六年三月、大豆谷茂兵衛がミロク次兵衛から御蔵米一俵を預かっている。次兵衛が入用の時に渡すとする。

⑧天保七年正月二六日、小沼田蔵吉兵衛が蔵米一〇俵(両に七斗替え、代金六両、内金一兩渡し)を台方村名主治兵衛から借用している。残金は、来る三月二〇日に一五兩一分の利息を加えて勘定する、とある。名主治兵衛は利息収入が入ることになる。

⑩嘉永二年(二八四九)五月、弥勤借主重右衛門らが同所治兵衛から蔵米二俵を借用している。重右衛門らが大豆谷村惣八へ金子を用立てて、右の引当てとして同村の中畑五畝七步、下畑三畝二〇步の証文を一通預かった。そうしたところ、このたび金子の入用ができたので、前書きの証文を治兵衛が預かり、両に一石の相場に決めて、蔵米二俵を当九月中まで重右衛門が借用した。返済は、代料へ利足を添えて期月に勘定する。こうして借主重右衛門は、治兵衛から蔵米二俵を借りている。

⑫嘉永四年一二月、上宿勘四郎が蔵米一四俵を台方村次助から預かっている。米代は嘉永五年三月になれば、その時の相場をもって残らず勘定するとしている。

⑬嘉永七年三月二日、東金上宿越川勘四郎が蔵米一〇俵を台方村次助から借用している。代金は入用の時に差し上げる、とする。東金町上宿の越川勘四郎の場合、前嶋治兵衛が蔵米を預けて、その時の相場で売り払った後に米代を

受け取っており、前嶋家が蔵米を運用していたものとみられる。

以上、本節では在払米の市場と用途について検討してきた。在払米の性格について読み取れる点を確認しておきたい。在払米の購入者は、台方村内や、近隣の村、漁村の者であった。前嶋家が扱った在払米をみると、前嶋家が売却や貸与による利息収入を得ている様子がみられる²⁰(⑥⑦⑧⑯⑬)。ただ、在払米は、前嶋家の収益という点だけでなく、先納米や夫食米、合力米、年貢不納といった融通に用いられ、救済的役割を果たしていた。また、台方村内の酒造家に対して蔵米を貸与しており、酒造米需要にも応えるものであった。これ以外に、年貢過米分の売却もみられる²¹。以上のように在払米は、村内での酒造米需要や近隣の村、漁村の需要に応え、前嶋家の米屋経営での商品という性格と、夫食米などの融通に用いられるなど救済的な性格も持ち合わせ、村で用いられていたのである。

三 台方村松平家知行所と他村の事例

ここまでは、河野家知行所前嶋家を事例に、蔵米の形成と流通について検討してきたが、本節では台方村の松平家知行所の有原家や他村の事例を取り上げ、蔵米の形成と流通が東上総で一般的にみられるのかを検討する。

1 台方村松平家知行所・有原家の事例

ここでは台方村松平家知行所の有原家が扱った蔵米を取り上げて検討する。

〔史料2〕

覚

服一印

一御蔵米式拾俵也 但四斗式升入

右之米我等蔵江御入置被成候二付、慥ニ預リ置申候、御入用之時者何時成共人馬御遣し被成候ハ、御渡可申候間、御勝手次第御引取被成候、以上

(後略)

右の史料は、安政四年(一八五七)二月二日、台方村(有原)彦兵衛が押堀村高宮藤右衛門に宛てた覚である⁽²²⁾。彦兵衛は服一印の御蔵米二〇俵を自分たちの蔵で預かり、入用の時は藤右衛門に渡すとす。ここに出てくる蔵米二〇俵はいかにして形成されたものであるのか。宛先の押堀村高宮藤右衛門は、文化二年(一八〇五)・同一四年に、台方村松平家知行所で下田七畝一八歩を所持し、石高は五斗三升二合で、取米は二斗四升三合九勺であった⁽²³⁾。文化期と安政四年では年数の差があり、この間に所持地を増やしている可能性はあるが、この所持地だけでは二〇俵は用意できないものと考えられる。

史料2と同じ日付の史料で、台方村彦兵衛が押堀村高宮藤十郎に宛てた覚がある⁽²⁴⁾。彦兵衛が服一印の御蔵米三〇俵を我らの蔵で預かったとする。なお、押堀村高宮藤十郎と有原家は親類であった⁽²⁵⁾。

文久三年(一八六三)二月、押堀村藤右衛門が台方村彦兵衛に宛てた覚をみると、蔵米五俵について「右当徳米本文之通り慥請取皆済相違無御座候」とある。藤右衛門は徳米(蔵米五俵)を受け取って皆済したとする。藤右衛門は、彦兵衛に預けていた蔵米を幾度かに分けて受け取っていき、それが皆済されたものとみられる。

以上を踏まえると、高宮氏は、台方村の領主松平家の蔵米を台方村(有原家)から購入するなどして、それを所持し、保管は有原彦兵衛に依頼していた様子が看取される。また、史料を順にみていくと、服一印とは松平家のことを指しているものと思われる。なお、押堀村の領主は旗本大久保家⁽²⁷⁾、松平家ではない。

また、有原家においても蔵米の酒造への利用がみられる。安政六年二月二十八日に押堀村辰次郎が彦兵衛に宛てた覚をみると、「松平様御蔵米拾俵」について、「御預ケ五拾表口之内本文之拾俵北幸谷村酒屋弥四郎殿江御渡し被下候様奉頼上候」として、蔵米一〇俵を北幸谷村酒屋弥四郎に渡してほしいとする。残りの四〇俵は引き続き、預かってもらいたいとする。また、巳正月に押堀村藤十郎が彦兵衛に宛てた覚をみると、蔵米一〇俵を「御預ケ米之内北幸谷酒屋へ御渡し可被下候」として北幸谷村の酒屋へ蔵米を渡すように指示している。この過程において、金銭のやり取りはみられないが、蔵米の保管を有原家にまかせて、北幸谷村の酒屋から高宮氏に代金が支払われたものと考えられる。蔵米を融通して、酒米として利用されている様子がうかがえる。

2 他村の事例―埴生郡綱島村・夷隅郡下大多喜村―

続いて本項では、在払米が東上総で一般的にみられることの証左として、埴生郡綱島村旗本三雲家知行所、夷隅郡下大多喜村旗本中沢家知行所を取り上げて、ここでの在払米の形成と流通について検討する。

〔史料3〕

申渡候事

御年貢米四百三俵余

一御米七拾俵

一御米五拾俵

御飯米

廻米

一同 三俵余 運賃米
 一同 五俵余 村引
 一同 壹俵 徳右衛門江被下米
 一同 五拾俵 夫食米
 御米式百式拾四俵余
 此仕切相場兩二六斗三升五合替

右者当巳年御年貢米、書面之通御飯米其外格別之 御慈悲ヲ以所払被 仰付候、然ル上者此後相場何様二下直二相成候共、一同致弁金御仕切之通急度可致上納候、此段申渡候条、仍而如件
 (後略)

右の史料は、弘化二年(一八四五)二月、三雲の用人吉田安右衛門が、綱島村の名主井桁徳右衛門、同後見井桁三郎兵衛、同見習喜太郎、組頭中に宛てた申渡書である。³⁰⁾ 綱島村三雲家知行所は、石高が四四四石三斗八升であったが、年貢米四〇三俵余の内、御飯米七〇俵などを引いた米二二四俵余が仕切相場一兩につき六斗三升五合で所払いされていることがわかる。このように、綱島村でも在払米の形成が確認される。

名主井桁氏は、在払米の販売を行っており、井桁氏の米穀販売をまとめたものが表4である。特に、蔵米の販売が多く、茂原を中心に、早野村や坂本村といった周辺村落の者へ販売していた。ここにもみられる米は、蔵米だけではなく、井桁氏の小作米も含まれているものと考えられる。このように、大量の蔵米が販売されていた。販売先の人物の業種は不明であるが、米屋や酒造家とみられる。

続いて、下大多喜村中沢家知行所について検討する。

〔史料4〕

当未ノ御相場覚

一玄米 金壹兩二付 五斗六升
 一大麦 金壹兩二付 六斗五升
 一大豆 金壹兩二付 七斗六升
 一小麦 金壹兩二付 九斗
 一小豆 金壹兩二付 五斗八升
 一胡摩 金壹兩二付 五斗六升

右之相場ニ而所払被 仰付候間、此段相心得金納可致様申渡候、

(後略)

右の史料は、安政六年一〇月に御地頭所の浅野佐太右衛門と賄入金原紋

表4 埴生郡綱島村井桁家の米穀販売(慶応2年<1866>~明治3年<1870>)

米穀種類	販売量					代金				
	俵	斗	升	合	勺	兩	分	朱	貫	文
蔵米	217					575	83	49	62	16158
今挽米	38					92	11	7	8	3351
米	27	15	33	27	5	53	22	21	5	5845
大豆	22					32	5	2		366
新米	12					27	6		2	2546
白ヶ麦	2					5	1	3		50
菜種		4				2	2	3		109
毒荳			7					3		273
小豆			1					3		305

出典：慶応2年「米穀払方帳」(幹家文書ウ60-2、千葉県文書館収蔵)より作成。

平が取締役市原藤兵衛、下大多喜村名主友三郎、同元右衛門、外役人中に宛てたものである。⁽³¹⁾ 下大多喜村中沢家知行所は、石高が四二一石五斗九升三合であるが、右の史料では、安政六年一〇月、玄米は金一兩につき五斗六升とし、玄米・大麦・大豆・小麦・小豆・胡麻の相場を取り決めて、所払いをし、金納するように地頭所が下太田喜村へ指示している。文化一四年・文政六年(一八三三)には年貢米の相場が、文久元年には年貢地払いの相場が地頭所から通達されている。⁽³²⁾

下大多喜村旗本中沢家知行所では、蔵米の地払いの相場が決められ、地頭用所から通達されていたことが確認できる。このように相場にもとづいて年貢は金納され、地払いされた米などは地域で流通したものと考えられる。

以上みてきたように、山辺郡台方村だけではなく、同じ東上総の殖生郡、夷隅郡の村々でも蔵米が形成され、流通していたのである。

おわりに

以上、台方村を中心に東上総における在払米の形成と流通について検討してきた。最後に本章の内容をまとめ、本研究の意義と今後の展望を述べておきたい。

東上総は、地理的には江戸に近く、年貢米が江戸へと輸送される経路は明らかにされてきた。一方で、在払米の存在は指摘されていたものの、在払米の用途などの具体的な検討は行われてこなかった。そこで本章では、在払米の形成・相場・市場・用途といった点から、台方村の在払米の性格について考察してきた。

台方村前嶋家の動向を追ってみると、在払米は、村・知行所の区別なく取引が行われ、領主の地払いによって形成されていた。領主の地払いの場合、金額を入札して落札されて村での相場が定められ、入札時の金額と村での相場の差額が米屋の利益になった。前嶋家は、手に入れた在払米を、自小作米とともに販売し、貸与していた。安政期から特に多くの数量を扱うようになっていた。蔵米と自小作米の値段を比較すると、嘉永五年(一八五二)・同七年には蔵米の方が、前嶋家の自小作米よりも安値で市場に出回っていた。在払米は「松平様御蔵米はら一印」「服一印」などとして、領主名や商標が付けられて、「蔵米」という名称でブランド化し、商品として流通していたのである。

在払米の購入者は、台方村内や近隣の村、漁村の者であった。前嶋家が扱った在払米からは、前嶋家が売却や貸与による利息収入を得ている様子がうかがわれる。ただ、在払米は前嶋家の収益という点だけでなく、先納米や貸与米・合力米、年貢不納といった融通に用いられ、救済的役割を果たしていた。台方村内の酒造家に対して、蔵米を貸与しており、酒造米需要にも応えるものであった。これ以外に、年貢過米分の売却も行われ、在払いされていた。以上のように在払米は、村内での酒造米需要や近隣の村、漁村の需要に応え、前嶋家の米屋経営での商品という性格と、夫食米などの融通に用いられるなど救済的な性格も持ち合わせ、村で用いられていたのである。

こうした性格を持った在払米であったが、山辺郡台方村だけではなく、同じく東上総の殖生郡、夷隅郡の村々でも在払米が形成され、流通していた。東上総は、一定量の年貢米を江戸へ輸送し、一方で年貢米の内、在払米を消費した地域であり、重要な市場であったのである。東上総では、広範に多くの在払米が流通していたことが想定されるが、今回は米屋を通じて、在払米の流通を捉えたため、流通の末端を追うことに限界があった。酒造米需要について考えると、各村ごとに在払米が形成されて、それが流通し、こうした土壌の上で酒造りが行われていたことが考えられる。酒造業経営と在払米の関係について考察することが今後の課題である。

- (1) 古川貞雄「近世地主の形成」(一)(二)(三)(四)―信州高井郡東江部村山田家の研究―(『信濃』一七―二・三・七・八、一九六五年二・三・七・八月)、同「成立期質地地主制の構造」(一)(二)(三)(四)―一八世紀前半期信州高井郡山田家の研究―(『信濃』二四―一〇・一一・一二、二五―一、一九七二年一〇・一一・一二月・一九七三年二月)、大口勇次郎「北信幕領における石代納」(同著『幕末農村構造の展開』名著刊行会、二〇〇四年。初出は宝月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究近世編』吉川弘文館、一九六七年)、福山昭「近世酒造業と在払」(『ヒストリア』七七、一九七七年一二月)、美馬佑造「近世枚方地方の在払」(『ヒストリア』七七、一九七七年一二月)、多和田雅保「近世信州の穀物流通と地域構造」(山川出版社、二〇〇七年、「第七章 松代藩による穀物流通の把握と統制」1-(2) 松代藩領における年貢米の処理過程と穀物の需給関係の概要」、二四七〜八頁)、上村雅洋「近江商人高井作右衛門家の経営(1)」(『経済理論』三六〇、和歌山大学経済学会、二〇一二年三月)等。
- (2) 本城正徳「在払制の展開」(同著『幕藩制社会の展開と米穀市場』大阪大学出版会、一九九四年、第三章所収。初出は一九七八年・一九八六年)。
- (3) 松村祐子「近世上総下総地域における物資輸送について―下総国千葉郡野田村を通る年貢米を中心に―」(『歴史科学』と教育』八、一九八九年)、原直史「日本近世の地域と流通」(山川出版社、一九九六年)。
- (4) 財団法人千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史 通史編 近世1』千葉県、二〇〇七年)九九八〜一〇〇八頁(井奥成彦氏執筆)。
- (5) 後藤雅知「房総の浦と村(岩槻藩領)」(森下徹・吉田伸之「史料を読み解く2 近世の村と町」山川出版社、二〇〇六年三二頁)。
- (6) 高橋伸拓「近世後期関東における酒造業経営と酒の流通―地域酒造家の分析を中心に―」(『関東近世史研究』六七、二〇〇九年一〇月)、同「近世後期上総国における酒造業経営と関八州拜借株―武射郡飯櫃村池田家を中心に―」(『千葉県文書館』一六、二〇一一年三月)、同「近世前・中期、東上総沿岸地域における酒造業の展開―夷隅郡鵜原村を中心に―」(『関東近世史研究会編『関東近世史研究論集1 村落』岩田書院、二〇一二年)、同「資料紹介 下総国葛飾郡鬼越村安兵衛一件―市川における商品流通の一齣―」(『市史研究いちかわ』四、二〇一三年三月)、同「近世後期東上総における酒の流通と小売酒屋―夷隅郡臼井郷を中心に―」(『千葉史学』六七、二〇一五年一月)。
- (7) この下知状の作成者の大木文右衛門・荒川義左衛門は、河野家の用人で、千葉県総務部文書課編『前嶋家文書目録1』千葉県、一九八八年)の「別表1 領主・役人名一覧」によると、大木は天保二〜三年、荒川は文政七〜天保四年に用人を勤めており、史料1の卯年は天保二年と考えられる。
- (8) (天保二年)「下知之事(年貢立替分を台方村名主治兵衛へ渡すべき旨)」(前嶋家文書ス二六、千葉県文書館収蔵、以下同)。
- (9) 安政五年「万覚帳」(前嶋家文書キ六一)。
- (10) 安政六年「万覚帳」(前嶋家文書キ六一)。
- (11) 安政七年「万覚帳」(前嶋家文書キ六一)。
- (12) 同右史料。
- (13) 慶応四年「万覚帳」(前嶋家文書キ七一) (四月一三日条)。
- (14) 慶応四年「万覚帳」(前嶋家文書キ七一) (五月二〇日条)。
- (15) 寛政五年「上総国村高帳」(改訂房総叢書刊行会編輯・発行『改訂房総叢書 第五輯 系図・石高帳・雑書・抄本・索引

- 引』、一九五九年収録)。
- (16) 荒居英次『近世日本漁村史の研究』(新生社、一九六三年)三一八〜九頁。
- (17) 安政三年「万覚帳」(前嶋家文書キ五九)。
- (18) 文政六年「郷蔵屋敷・御蔵帰属につき願書」(高家文書、財団法人千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史資料編近世3』、二〇〇一年、四七二〜四七四頁収録)。
- (19) 小沼田蔵という肩書きは不明であるが、本史料中で吉兵衛が庄之助という人物に酒粕一二俵を渡すという記述があり、酒を造っていたものと思われ、蔵は酒蔵を指し、吉兵衛は酒造家であるとも考えられる。
- (20) ただし、⑥は不作による救済の面もあったことが指摘できる。
- (21) 例えば、文久二年「万覚帳」(前嶋家文書キ六四一)の同年二月一二日の記述をみると、小安保次郎に渡した蔵米一二俵余について、「松平様御分重右衛門皆済之御過米有之候付、右過米分保治郎方へ廻ス」とある。ここから、松平家知行所の重右衛門が皆済の際に年貢を納め過ぎた分があり、それを保次郎へ渡していることがわかる。
- (22) 安政四年「覚」(有原家文書ク三一六、千葉県文書館収蔵、以下同)。
- (23) 有原家文書ウ二六・サ一五。
- (24) 安政四年「覚(蔵米三十俵預りに付)」(有原家文書ク一〇七)。
- (25) 千葉県文書館編集・発行『有原家文書目録(下)』(二〇一二年)六頁。
- (26) 文久三年「覚」(有原家文書ア一〇三一二)。
- (27) 前掲註(15)寛政五年「上総国村高帳」。
- (28) 安政六年「覚(酒造米預け願い)」(有原家文書ア一〇五)。

- (29) 「覚(蔵米酒屋渡しに付)」(有原家文書カ九〇〇)。
- (30) 弘化二年「申渡候事(年貢米所払いに付)」(幹家文書カ七七二二二一、千葉県文書館収蔵)。
- (31) 安政六年「当末ノ御相場覚」(清水(友)家文書ア八〇七、千葉県文書館収蔵、以下、同)。
- (32) 清水(友)家ア二二八・ア一五九・ア八〇二。

〔付記〕 史料の閲覧にあたっては千葉県文書館の皆様にお世話になった。また、本稿の執筆にあたっては、台方村研究会の皆様から貴重なご意見をいただいた。末筆ながら記してお礼申し上げる。